

## かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">1. 総則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1.1.1～1.1.9 (略)</p> <p>1.1.10 設計図書の照査等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p style="color: red;">ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>1.1.11 工事の一時中止</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて</p>	<p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">1. 総則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1.1.1～1.1.9 (略)</p> <p>1.1.10 設計図書の照査等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>1.1.11 工事の一時中止</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

## かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>発注者に提出し、<b>協議する</b>ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1.1.12～1.1.25 (略)</p> <p>1. 2 工事施工</p> <p>1.2.1～1.2.4 (略)</p> <p>1.2.5 施工計画書 1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合 (<b>工期や数量等の軽微な変更は除く</b>) には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>1.2.6～1.2.22 (略)</p> <p>1.2.23 <b>コリンズ (CORINS)</b> への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として<b>作成した</b>「登録のための確認のお願い」を<b>コリンズから監督職員にメール送信し</b>、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を</p>	<p>発注者に提出し、<b>承諾を得る</b>ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1.1.12～1.1.25 (略)</p> <p>1. 2 工事施工</p> <p>1.2.1～1.2.4 (略)</p> <p>1.2.5 施工計画書 1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>1.2.6～1.2.22 (略)</p> <p>1.2.23 CORINSへの登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

## かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	





# かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後							改 正 前							備考欄	
工事写真帳の構成			写真の撮影				写真整理	工事写真帳の構成			写真の撮影				写真整理
区分1	区分2	区分3	ポイント	撮影間隔	摘 要			区分1	区分2	区分3	ポイント	撮影間隔	摘 要		
(略)							(略)								
	仮復旧工	路盤工	"	40m	仕上げ厚（転圧の厚さ）、幅 各層毎（下がり撮影）			仮復旧工	路盤工	"	40m	仕上げ厚（転圧の厚さ） 各層毎（下がり撮影）			
		舗装工	"	40m	"				舗装工	"	40m	"			
本復旧工<工区別(路線別), 測点ごと, No.0~>							本復旧工<工区別(路線別), 測点ごと, No.0~>								
	本復旧工	仮復旧撤去工	測点	40m	施工状況			本復旧工	仮復旧撤去工	測点	40m	施工状況			
		表層工、基層工	"	40m	仕上げ厚（転圧の厚さ）、幅 各層毎（下がり撮影） コア測定				表層工、基層工	"	40m	仕上げ厚 各層毎（下がり撮影） コア測定			
(略)							(略)								
2 1 ~ 2 3 (略)							2 1 ~ 2 3 (略)								
2 4. 千葉県土木工事標準仕様書等							2 4. 千葉県土木工事標準仕様書等								
広域連合企業団水道工事標準仕様書に記載されていない基準等については、次によるものとする。							広域連合企業団水道工事標準仕様書に記載されていない基準等については、次によるものとする。								
1 千葉県土木工事共通仕様書							1 千葉県土木工事共通仕様書 <u>(その1)〈基準編〉</u>							(変更)	
2 千葉県土木工事施工管理基準							2 千葉県土木工事共通仕様書 <u>(その2)〈関係図書編〉</u>								
3 千葉県建設工事検査要綱							3 千葉県土木工事施工管理基準								
4 その他							4 千葉県建設工事検査要綱								
							5 その他								

# かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後								改 正 前								備考欄
25・26 (略)								25・26 (略)								(変更)
27. 品質管理基準 (水道事業)								27. 品質管理基準 (水道事業)								
1～3 (略)								1～3 (略)								
工事	工種	工種細目	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等確認	工事	工種	工種細目	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等確認	
(略)								(略)								
道 路 復 旧 工 事	(2)アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	現場密度の測定	基準密度の94%以上	○締固め度は、個々の平均値が基準密度の94%以上を満足するものとする。 ○1工事あたり200㎡を超え3,000㎡以下の場合3個の測定値の平均値X3 3,000㎡を超え6,000㎡以下の場合は、平均値X6 6,000㎡を超える場合は6個の測定値の平均X6 6,000㎡を超える場合は、10,000㎡を1ロットとし、1ロットあたり10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ○同一配合の混合物の施工量が2,000㎡を超える場合は、上記の内、4,000㎡以下は3個、4,000㎡を超える場合は6個以上について、密度・As量・粒度の各試験を公的機関で行うこと。 (例) 2,000㎡以下 : 3個 (内、公的機関0個) 2,000㎡～3,000㎡: 3個 (内、公的機関3個) 3,001㎡～4,000㎡: 6個 (内、公的機関3個) 4,001㎡～6,000㎡: 6個 (内、公的機関6個) 6,001㎡～10,000㎡: 10個 (内、公的機関6個) 10,001㎡～20,000㎡: 20個 (内、公的機関6個) ○施工面積200㎡以下の場合省略する。 ただし、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。	測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000㎡以下はさらに3個 (X6) - 3,000㎡を超え6,000㎡以下はさらに4個 (X10) 追加した平均値が規格値を満足すればよい。	○施工面積200㎡を超え2000㎡以下の場合は、コアを3個採取して測定する。 ○施工面積200㎡以下の場合省略する。 ○給水質改善工事は、各路路毎に1箇所測定する。 ただし、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。	(2)アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	現場密度の測定	基準密度の94%以上	○施工面積200㎡を超え2000㎡以下の場合、コアを3個採取して測定する。 ○施工面積200㎡以下の場合省略する。 ○給水質改善工事は、各路路毎に1箇所測定する。 ただし、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。	○施工面積200㎡を超え2000㎡以下の場合、コアを3個採取して測定する。 ○施工面積200㎡以下の場合省略する。 ○給水質改善工事は、各路路毎に1箇所測定する。 ただし、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。			
				X10 96%以上		X6 96%以上					X3 96.5%以上			X10 96%以上	X6 96%以上	
(略)								(略)								